

平成28年9月度実施 実技試験  
損保顧客資産相談業務

## 実技試験（損保顧客資産相談業務）

---

次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

### 《設例》

株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（59歳）は、妻Bさん（57歳）との2人暮らしである。Aさんは、平成28年12月13日に定年を迎えるが、X社は最長65歳まで勤務することができる継続雇用制度を導入している。Aさんは、X社の継続雇用制度の利用を含め、今後のライフプランの検討のために、公的年金制度からの給付額について知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんおよび妻Bさんの公的年金の加入歴に関する資料は、以下のとおりである。

### 〈公的年金の加入歴（定年退職までの見込みを含む）〉

#### （1）Aさん（昭和31年12月13日生まれ）

##### 厚生年金保険の加入歴

- ・昭和54年4月～平成15年3月（288月）（平均標準報酬月額：300,000円）
- ・平成15年4月～平成28年11月（164月）（平均標準報酬額：450,000円）

##### 国民年金の加入歴

- ・昭和51年12月から昭和54年3月までの大学生であった期間（28月）は、任意加入していない。

#### （2）妻Bさん（昭和34年6月22日生まれ）

##### 厚生年金保険の加入歴

- ・昭和53年4月～昭和59年3月（72月）

##### 国民年金の加入歴

- ・昭和59年4月から昭和61年3月までの期間（24月）は、任意加入していない。
- ・昭和61年4月から現在に至るまで第3号被保険者として加入している。

※妻Bさんは、Aさんと同居し、現在および将来においても、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

(1)

はじめに、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが65歳までに受給することができる公的年金制度からの老齢給付について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、年金額は平成28年度価額に基づいて計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。

「老齢厚生年金の支給開始年齢は原則として65歳ですが、経過措置として、老齢基礎年金の受給資格期間（原則25年）を満了し、かつ、厚生年金保険の被保険者期間が（①）年以上あることなどの所定の要件を満たしている方は、65歳到達前に特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。

昭和31年12月生まれのAさんは、原則として、（②）歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。Aさんが60歳で定年退職し、厚生年金保険の被保険者ではない場合、下記＜資料＞の計算式により、Aさんが（②）歳から受給することができる特別支給の老齢厚生年金の額は、年額（③）円となります」

<資料>

○特別支給の老齢厚生年金の計算式（①+②）

①平成15年3月以前の期間分

平均標準報酬月額 × (7.125 / 1,000) × 平成15年3月以前の被保険者期間の月数

②平成15年4月以後の期間分

平均標準報酬月額 × (5.481 / 1,000) × 平成15年4月以後の被保険者期間の月数

(1)

老齢厚生年金の支給開始年齢は原則として 65 歳ですが、経過措置として、老齢基礎年金の受給資格期間（原則 25 年）を満たし、かつ、厚生年金保険の被保険者期間が (①1) 年以上あることなどの所定の要件を満たしている方は、65 歳到達前に特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。

昭和 31 年 12 月生まれの A さんは、原則として、(②62) 歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。A さんが 60 歳で定年退職し、厚生年金保険の被保険者ではない場合、下記<資料>の計算式により、A さんが (②62) 歳から受給することができる特別支給の老齢厚生年金の額は、年額 (③1, 020, 098) 円となります

特別支給の老齢厚生年金の受給要件は、厚生年金の被保険者期間 1 年以上、老齢基礎年金の受給資格期間（25 年）を満たしていることなどである。

特別支給の老齢厚生年金は、昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日生まれの男性は、62 歳～65 歳になるまで報酬比例部分が支給される。

<報酬比例部分の支給開始年齢>（女性は各 5 年遅れ）

- ・昭和 28 年 4 月 1 日以前生まれ……………60 歳
- ・昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日生まれ……61 歳
- ・昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日生まれ……62 歳
- ・昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日生まれ……63 歳
- ・昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日生まれ……64 歳

※昭和 36 年 4 月 2 日以降生まれ（女性は昭和 41 年 4 月 2 日以降）は特別支給の厚生年金なし。

A さんの生年月日は昭和 31 年 12 月 13 日とあるので、報酬比例部分の支給が 62 歳から開始される。

## 解説

特別支給の老齢厚生年金額は、報酬比例部分の年金額を求める。

報酬比例部分は「(平均標準報酬月額×乗率×平成15年3月までの被保険者期間の月数+平均標準報酬額×乗率×平成15年4月以後の被保険者期間の月数)(注)」で計算される。

(注) マクロ経済スライドの発動により、物価スライド率の計算

(平成26年度は $1.031 \times 0.961$ )は無し。

Aさんの平成15年3月までの平均標準報酬月額は30万円、被保険者月数288月であり、平成15年4月以降の平均標準報酬額は45万円・被保険者月数164月である。

よって、Aさんの報酬比例部分の年金額は

「 $300,000 \text{円} \times 7.125 / 1000 \times 288 \text{月} + 450,000 \text{円} \times 5.481 / 1000 \times 164 \text{月}$   
=1,020,098円(円未満四捨五入)」となる。

(2)

次に、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが65歳以後に受給することができる公的年金制度からの老齢給付について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、年金額は平成28年度価額に基づいて計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。

- I 「Aさんが65歳に達した日に、特別支給の老齢厚生年金の受給権は消滅し、新たに老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給権が発生します。下記<資料>の計算式により、Aさんが65歳から受給することができる老齢基礎年金の額は、年額（①）円となります」
- II 「65歳から支給される老齢厚生年金の額は、下記<資料>の計算式により、算出することができます。Aさんの場合、老齢厚生年金の受給権取得時に、厚生年金保険の被保険者期間が（②）年以上あり、かつ、Aさんと生計維持関係にある妻Bさん（62歳）が厚生年金保険の被保険者期間が（②）年以上の老齢厚生年金等を受給していないため、Aさんの老齢厚生年金の額には、妻Bさんが（③）歳になるまでの間、配偶者の加給年金額が加算されます」

<資料>

○老齢基礎年金の計算式（4分の1免除月数、4分の3免除月数は省略）

$$780,100円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料半額免除月数}}{\square} \times \frac{\bigcirc}{\square} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{\square} \times \frac{\triangle}{\square}}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）：i）+ii）+iii）

i）報酬比例部分の額＝①＋②

①平成15年3月以前の期間分

平均標準報酬月額×（7.125/1,000）×平成15年3月以前の被保険者期間の月数

②平成15年4月以後の期間分

平均標準報酬額×（5.481/1,000）×平成15年4月以後の被保険者期間の月数

ii）経過的加算額＝1,626円×被保険者期間の月数

－780,100円×（昭和36年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数/480月）

iii）加給年金額＝390,100円

解説

(2)

Aさんが65歳に達した日に、特別支給の老齢厚生年金の受給権は消滅し、新たに老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給権が発生します。下記＜資料＞の計算式により、Aさんが65歳から受給することができる老齢基礎年金の額は、年額（①734,594）円となります

老齢基礎年金額は

「満額の基礎年金×(納付済月数+免除分調整月数)÷(加入可能年数×12)」  
で計算される。

平成28年度の満額の基礎年金額は、780,100円である。

納付済月数は厚生年金の被保険者期間の合計として、288月+164月=452月となるが、これは厚生年金の被保険者期間である。老齢基礎年金は、20歳から60歳までの40年間（480ヶ月）が加入可能年数の上限となる

Aさんは、大学在学中は国民年金に任意加入せず、卒業後就職してから継続して厚生年金に加入している。

よって、上限の480ヶ月から、在学中の未加入期間を差し引けば、保険料納付済期間を算出できる。大学生だった昭和51年12月から昭和54年3月までは、28ヶ月。

Aさんは昭和16年4月2日以降生まれなので、「加入可能年数」は40年である。

以上により、Aさんの老齢基礎年金は

「780,100円×(480月-28月)÷(40年×12)=734,594円（円未満四捨五入）」  
となる。



## 解説

65歳から支給される老齢厚生年金の額は、下記＜資料＞の計算式により、算出することができます。Aさんの場合、老齢厚生年金の受給権取得時に、厚生年金保険の被保険者期間が(②20)年以上あり、かつ、Aさんと生計維持関係にある妻Bさん(62歳)が厚生年金保険の被保険者期間が(②20)年以上の老齢厚生年金等を受給していないため、Aさんの老齢厚生年金の額には、妻Bさんが(③65)歳になるまでの間、配偶者の加給年金額が加算されます

配偶者の加給年金は、厚生年金の被保険者期間が20年以上で、65歳未満の配偶者がいる場合には、老齢厚生年金に加給年金が加算される。

支給条件は、上記に加えて、配偶者と生計維持関係にあること(配偶者の年収850万円以下)、配偶者が厚生年金の被保険者期間20年以上の老齢厚生年金等を受給していないこと、などもある。

配偶者の加給年金は、配偶者が65歳になって老齢基礎年金をもらえるようになると加算されなくなるが、一定額が振替加算として、配偶者の老齢基礎年金額に加算される。